

(案)

松くい虫防除事業（樹幹注入）請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業（樹幹注入）請負
- 2 注入薬剤名 〇〇〇〇〇（農林水産省登録第〇〇〇〇〇〇号）
及び数量 708 本（1 本当たり〇〇m l 入）
- 3 作業場所 佐賀県唐津市 満島虹ノ松原国有林 126 ち林小班外
- 4 作業量及び期間
(1) 樹幹注入剤購入及び施工本数 708 本 （作業内訳書のとおり）
(2) 樹幹注入対象木 64 本 （事業実施計画書のとおり）
(3) 履行場所 区域図・実施対象木位置図のとおり
(4) 作業期間 自：令和 8 年 〇〇 月 〇〇 日～至：令和 9 年 2 月 26 日
- 5 作業仕様 松くい虫防除（樹幹注入）作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也）
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定箇所	引渡予定日

9 特約事項

上記請負事業につき、発注者 分任支出負担行為担当官 佐賀森林管理署長 吉岡 哲也と請負者 ○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 ○ 月○○日

発注者（甲） 佐賀市成章町 2 番 11 号
分任支出負担行為担当官
佐賀森林管理署長 吉岡 哲也 ⑩

請負者（乙） ○○県○○市○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ ⑩

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○○共同事業体

代 表 者 ○○○○会社
住所 ○○県○○市○○
○○○○○ ○○ ○○ ⑩

○○○○○会社
住所 ○○県○○市○○
○○○○○ ○○ ○○ ⑩

○○○○○会社
住所 ○○県○○市○○
○○○○○ ○○ ○○ ⑩

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分	対象木 (本)	作業期間		使用材料		備 考
				自	至	品名	数量	
樹幹注入	126 ち外	薬剤処理	64	契約日の翌日	R9.2.26	樹幹注入剤	708	唐津
小計								

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

仕様書（１５の５）

松くい虫防除（樹幹注入）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。

また、作業中においても必要な事項については監督職員の指示によること。

2. 万一、被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。

3. 樹幹注入剤の種類、面積、数量、注入量等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。

（１）注入木の表示を十分確認すること。

（２）松１本当たり薬剤本数は、平均であることから松の径級・樹高及び薬剤の注入量に変化が生じるので、注入本数は監督職員の指示に従うこと。

（３）注入薬剤に官給品があった場合には、物品交付通知書により受領書を提出するとともに事業実行過程の至急薬剤の受払日計表及び精算所により使用数量、残数量等を記入しておくこと。

なお、事業終了後は検査の補完資料として提出すること。

4. 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については以下について注意すること。

（１）毒物・劇物に指定された薬剤については、毒物・劇物取締法の規定を遵守すること。

（２）他の薬剤と混合しないこと。

（３）薬剤は、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。

ただし、散布の前日または当日に支給される場合は、この限りではない。

（４）薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防護衣及び保護具等を着用し、薬剤を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。

（５）皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする事。

（６）作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗濯等を行うこと。

（７）薬剤の運搬に当たっては、途中で紛失しないように注意するとともに、積卸しの都度数量の確認をすること。

また、運搬中に薬剤がこぼれないように、容器のふた等のゆるみがないか確認すること。

（８）薬剤の運搬は、当日注入及び空き容器の回収可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。

（９）空になった薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員等の検認を受けてから処分すること。

（１０）注入作業中は、付近を巡視し、部外者が立ち入らないように注意し、当日の注入作業が完全に終了した後に退去すること。

5. 薬剤の注入に当たっては以下に注意すること。

（１）薬剤の注入については、所定の注入容器を使用すること。

（２）注入場所は極力、道路及び入林者から見えにくい幹の面とすること。

（３）注入孔は、枝、コブ及び大きな傷の真下を避けて、地際より高さ２m程度の間

とする。

- (4) 注入孔は、やや斜め下向に向けて、直径 6 mm～7 mm、深さ 4 c m～5 c m 程度とする。
- (5) よく切れるドリル刃を使用し、せん孔部に「ささくれ」ができないように穴をあけること。
- (6) 注入孔をあける場合は、樹幹の周囲を出来るだけ、等間隔に千鳥足状に分散させて、せん孔すること。
- (7) 注入器は、薬剤が漏れないように注入孔にしっかり押し込むこと。
- (8) 注入の終了した孔は、癒合剤等でふさぐこと。
- (9) 注入剤の容器は、確実に注入されたことを確認して、必ず当日回収すること。
- (10) 降雨時、降雨直後の使用はしないこと。

6. 作業の実施については、事業記録（日誌、記録写真等）を作成し、当日の実行マツ本数、使用薬剤本数（使用量）等を記入して、必要により監督職員に提示すること。

7. 樹幹注入作業終了にあたっては、完了届を提出する前に注入漏れ、空き容器の回収漏れ等の無いように再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。

8. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。

9. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。

10. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

11. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。

12. その他

- (1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時、また、立木に損傷を与えた時は速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。
- (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数は 1.2 とする。

特約事項（保護事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

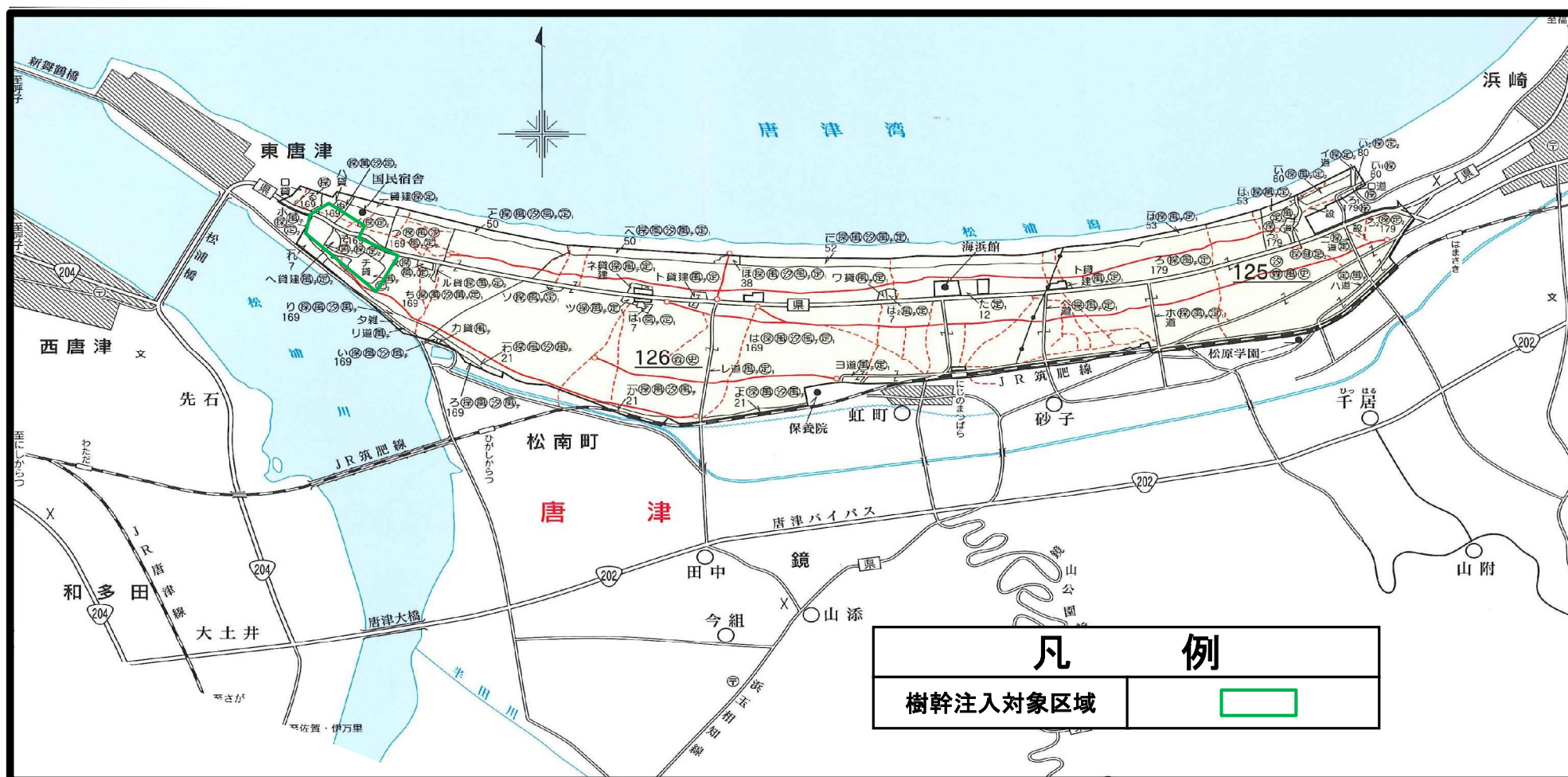
2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

令和8年度 松くい虫防除事業(樹幹注入)請負 区域図
満島虹ノ松原国有林 126ち林小班 外



令和8年度 松くい虫防除事業(樹幹注入)請負実施対象木位置図

唐 津 森林事務所

満島虹ノ松原 国有林 126ち 林小班外

請 負 実 行 面 積

樹幹注入 作業	64	本
作業		本
作業		本

記 番 別 請 負 実 行 面 積

作業種	記番	林小班	樹幹注入 対象木本数	樹幹注入剤 目安本数
樹幹注入		126ち外	64	708
計			64	708

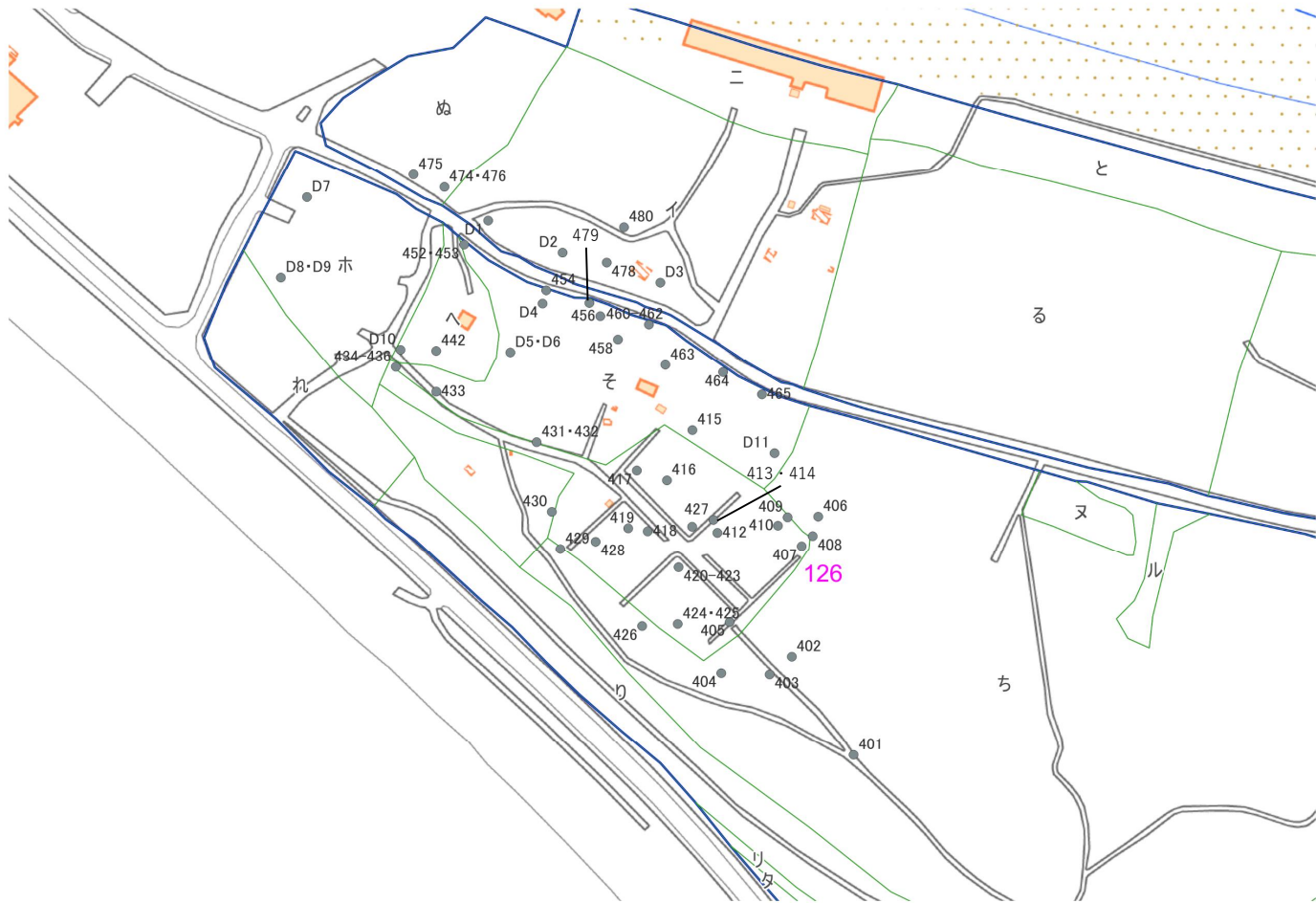
作 成 者 農 林 水 産 技 官 田 邊 諒

凡 例 請 負 実 行 箇 所 -----

功 程 調 査 箇 所 -----

そ の 他 箇 所 -----

実測野帳 -----



事業実施計画書

No.1

位置図 番号	胸高直径	薬剤本数	備考	位置図 番号	胸高直径	薬剤本数	備考	位置図 番号	胸高直径	薬剤本数	備考
401	66	11		451	欠番						
402	60	9		452	68	11					
403	70	11		453	70	11					
404	66	11		454	68	11					
405	68	11		455	欠番						
406	84	14		456	64	10					
407	70	11		457	欠番						
408	70	11		458	72	12					
409	60	9		459	欠番						
410	62	10		460	60	9					
411	欠番			461	76	13					
412	76	13		462	66	11					
413	72	12		463	64	10					
414	74	12		464	76	13					
415	64	10		465	72	12					
416	72	12		466	欠番						
417	68	11		467	欠番						
418	70	11		468	欠番						
419	70	11		469	欠番						
420	72	12		470	欠番						
421	66	11		471	欠番						
422	76	13		472	欠番						
423	68	11		473	欠番						
424	90	15		474	68	11					
425	74	12		475	70	11					
426	64	10		476	70	11					
427	74	12		477	欠番						
428	74	12		478	70	11					
429	70	11		479	68	11					
430	68	11		480	84	14					
431	76	13		D1	58	9					
432	72	12		D2	56	9					
433	70	11		D3	68	11					
434	68	11		D4	54	8					
435	62	10		D5	64	10					
436	64	10		D6	62	10					
437	欠番			D7	56	9					
438	欠番			D8	54	8					
439	欠番			D9	64	10					
440	欠番			D10	56	9					
441	欠番			D11	90	15					
442	70	11									
443	欠番										
444	欠番										
445	欠番										
446	欠番										
447	欠番										
448	欠番										
449	欠番										
450	欠番										
小計	36	408		小計	28	300		小計	0	0	
								合計	64	708	